

# 建築物オーナー、管理者の皆様へ

## 建築物を『安全』に『安心』してご利用していただくために

皆様の建築物には火災の延焼を防ぐ目的で、防火シャッターや防火扉等の防火設備がたくさん設置されています。

この建築物を『安全』に『安心』してご利用していただくためには、日頃の防火設備の点検や維持・管理のためのメンテナンスが欠かせません。

とくに設置後10年以上が経過した防火シャッターや防火扉等には、目に見えない部分に経年劣化による不具合が発生していたり、安全装置（危害防止装置・・・火災時の挟まれ事故を防止する装置）が設置されていない可能性があります。

皆様の建築物をご利用する人たちの『安全』と『安心』のため、防火設備の点検をしましょう。

なお、防火設備の点検やメンテナンス作業には危険な作業が含まれています。作業している周囲の人にも危険が及ぶ可能性がありますので、専門の技術者（防火シャッター・ドア保守点検専門技術者）に依頼することをお勧めします。

### ① 建築物をご利用いただく皆様へのお声掛けをお願いします。

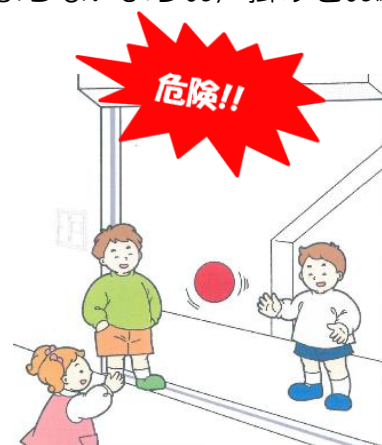
建築物内の防火シャッター、防火扉等の防火設備付近で子供たちが遊んだり、立ち止まっている人を見かけましたら、その付近では遊ばない、立ち止まらないようお声掛けをお願いします。

防火シャッター、防火扉等の防火設備は、火災の煙、熱を感じる感知器の信号を受信した時に自動的に閉鎖して、建築物内の延焼を防ぐ働きがあります。

しかし、感知器が誤作動（火災以外で作動・・・非火災報）したり、防火設備の不具合があったりした場合、突然これらの防火設備が閉鎖するおそれがあります。

予期せぬ防火シャッター等の降下や防火扉の閉鎖は、その近くにいる人にとっては大変危険です。

防火シャッター、防火扉等の防火設備付近で**お子様が遊んでいた**り、**立ち止まっている人がいましたら、そこから離れるようお声掛け**していただきますようお願いいたします。



## ② 防火設備の日常点検をお願いします。

月に一度は、防火設備の日常点検を行ってください。  
建築物オーナー、管理者の皆様が行う「日常点検」とは、所定の事項を目視で確認することです。

### (電動式) 防火シャッターの主な点検項目

- (1) 警告表示ラベルの脱落、破れ、はがれ等の破損がないこと。
- (2) シャッター降下ライン上に閉鎖障害となる物品、車両等の障害物がないこと。
- (3) 押しボタンスイッチの操作は、容易に行える状態にあること。
- (4) ガイドレール、座板等の構成部材にものをぶつけたことによる曲がり、へこみ、損傷がないこと。
- (5) 開閉時に今までと違った異音・振動がないこと。
- (6) 全開・全閉・中間位置で停止すること。
- (7) 表示された「予備電源」の交換時期が過ぎていないこと。
- (8) 手動閉鎖装置の非常ボタン」が点灯、点滅していないこと。

(電動式) 防火シャッター



### (随時閉鎖式) 防火扉の主な点検項目

- (1) 警告標示ラベルの脱落、破れ、はがれ等の損傷がないこと。
- (2) 防火扉の軌跡範囲内に障害となる物がないこと。
- (3) 防火性能に支障をきたす扉、枠の曲がり、へこみ等の損傷がないこと。

以下の防火扉の開閉確認作業は、防火管理者の立ち合いのもとに行ってください（防災センター等に設置された連動制御器に閉鎖情報が表示されるため）。

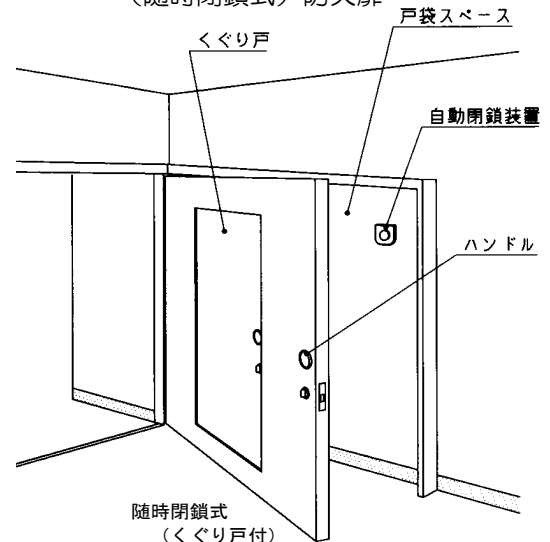
- (4) 開閉時に今までと違った異音・振動がないこと。
- (5) 開閉時に扉が枠・床にすらずスムーズに動くこと。

これらの防火設備の点検で異常が見つかりましたら、専門の技術者（防火シャッター・ドア保守点検専門技術者）に連絡して、点検、メンテナンスを行うようお願いします。

### (手動式) 防火シャッター、耐火クロススクリーンの点検

手動式の防火シャッター、耐火クロススクリーンの点検は、専門の技術者（防火シャッター・ドア保守点検専門技術者）に依頼するようお願いします（日常使用していない防火シャッター、耐火クロススクリーンは、点検時に予期しない問題が発生したり、復旧でいない等の問題が発生する場合があります）。

(随時閉鎖式) 防火扉



耐火クロススクリーン



### ③ 建築物オーナーの皆様へのお願い

建築物内の防火シャッターには、安全装置（危害防止装置）を設置してください。  
防火シャッター、防火扉などの防火設備は年に一度は、専門技術者による防火設備検査を受けるようにしてください。

防火シャッターの機器構成

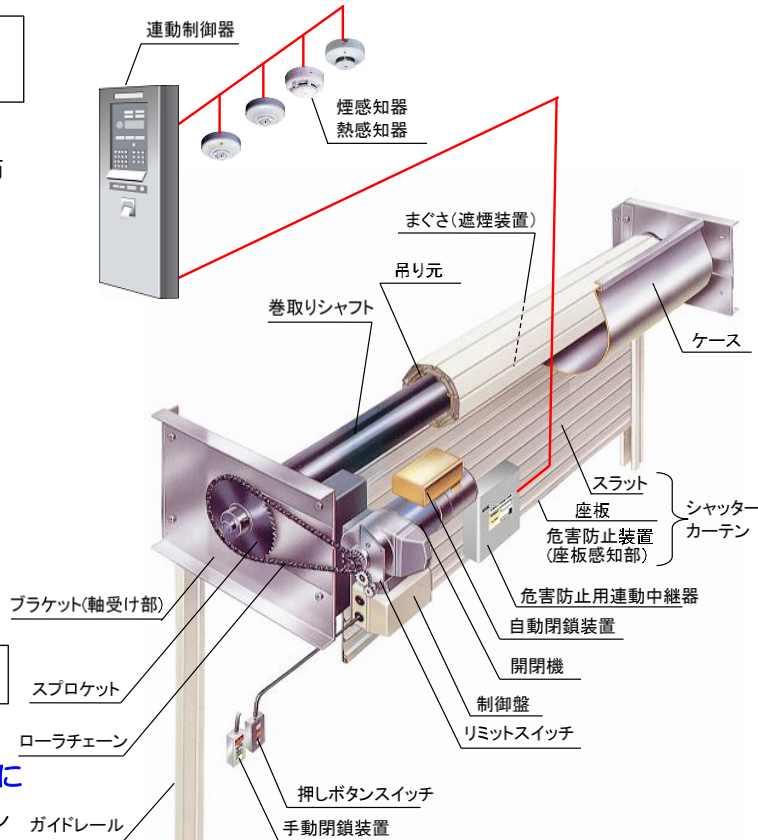
**防火シャッターには、安全装置（危害防止装置）を設置してください**

2005年に建築基準法施行令第112条が改正され、2005年12月1日以降に着工されたすべての防火設備は「**作動時に周囲の人の安全を確保することができるものであること**」とされました。

これは、防火設備には火災時に（停電時でも）作動した場合の挟まれ事故を防止する安全装置（危害防止装置）が必要であると規定したものです。

#### <危害防止装置>

シャッターカーテン降下時に障害物を感知した時、シャッターカーテンの降下を自動的に停止し、さらに障害物が除去された時、自動的に閉鎖を行う装置の総称（具体的な装置：座板感知部、自動閉鎖装置、手動閉鎖装置、危害防止用連動中継器）。



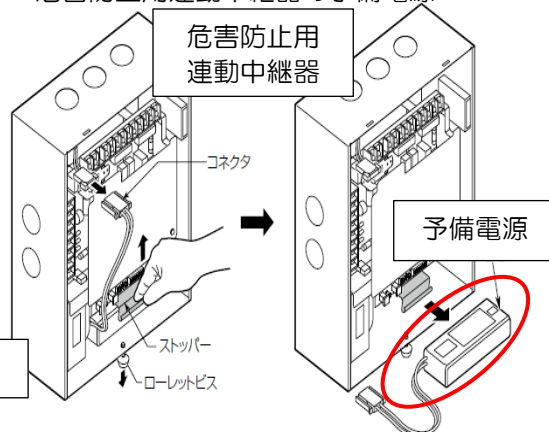
**年に一度は、防火設備の検査を受けてください。**

2016年に改正された建築基準法第12条では、**政令で指定された建築物の所有者または管理者は定期的に防火設備検査を行い、報告することが義務付け**されました。しかし、指定されていない建築物であっても、その建築物を利用する人々の安全が確保されることが必要であることは言うまでもありません。

たとえ定期報告の義務のない建築物であっても、一年に一度は防火設備検査を受けることをお勧めします。

なお、防火設備の検査は検査者や周囲の人に危険が及ぶ可能性のある作業なので、防火設備検査員の資格者や一般社団法人日本シャッター・ドア協会が認定する『防火シャッター・ドア保守点検専門技術者』に依頼するようお願いいたします。

危害防止用連動中継器の予備電源



**防火シャッター等の危害防止用連動中継器の予備電源について**

防火シャッター等は、停電時でも危害防止装置を作動させ、安全に閉鎖完了するための電源を供給する予備電源が、危害防止用連動中継器に組み込まれています。

多くの予備電源は**4～6年で劣化が始まり、停電時に危害防止装置が正常に作動しないおそれがある**ので、**定期的に交換が必要（5年毎の交換を推奨）**です。

予備電源交換後は、**防火シャッター等の危害防止装置が正常に作動することを確認**してください。

予備電源は、**危害防止用連動中継器表示銘板で指定する電源容量のものを使用**してください。

注意1：使用予備電源の容量表示が表示銘板の指定値未満の場合は、容量不足となります。

注意2：使用予備電源の容量表示が表示銘板の指定値より大きい場合は、充電できないおそれがあります。

